

委託調査等マニュアル

[保C-0102-9]

高圧ガス保安協会

委託調査等マニュアル

[保C-0102-9]

1. はじめに

高圧ガス保安協会では、皆様からの幅広いニーズにお答えするため、協会がこれまで長年にわたり携わってきました高圧ガス保安法に関する経験、技術及び知見をご活用いただくため、協会では委託調査等規程に基づく調査業務（以下「委託調査等」という。）を実施させていただいております。

このマニュアルでは、これらの調査業務の範囲、手続きなどをご説明しておりますので、ご理解の上、広くご活用いただきますようお願い申し上げます。

2. 委託調査等の範囲

協会が行う委託調査等は次の（１）～（２）のいずれかに該当するものをいいます。

- （１）製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（以下「製造細目告示」という。）における附則〔平成十七年三月三十日告示第八二号〕の経過措置について実施する事業所の保安管理体制等の調査（以下「製造関係委託調査等」という。）
- （２）既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（20140519 商局第1号平成26年5月21日）別添1及び別添2に基づき、事業者が耐震評価を行った結果、十分な耐震性を有していない設備についての改修計画を策定する場合に、当該改修計画の耐震設計設備にかかる部分について実施する調査等（以下「耐震関係委託調査等」という。）
- （３）既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（20140519 商局第1号平成26年5月21日）別添2に基づき、事業者が耐震評価を行った結果、十分な耐震性を有していない設備についての改修計画を策定する場合に、当該改修計画の耐震設計設備の基礎にかかる部分について実施する調査等（以下「基礎関係委託調査等」という。）
- （４）既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（20140519 商局第1号平成26年5月21日）別添2に基づき、事業者が最新の知見を踏まえ、当該設備が設置されている地点での最大の地震動を想定した場合に、当該地震動の評価にかかる部分について実施する調査等（以下「地震動関係委託調査等」という。）
- （５）高圧ガス保安法に係る基準等であって、以下に掲げる事項に関する適合性評価を実施するための調査等（以下「適合性評価関係委託調査等」という。）。
 - ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第1号）（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について Ⅰ. 高圧ガス保安法関係 第8条関係に基づき、高圧ガス保安法第8条の技術上の基準
 - ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第1号）（12）高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について 第

- 3条関係に基づき、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成三十年十一月十四日経済産業省告示第二百二十号）（以下「耐震告示」という）第3条の耐震性能
- ・保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号）に定める保安検査の方法
- ・申請者が指定する基準等（委託検査、簡易容器検査、小型高圧ガス容器型式認定に係るものを除く。）

3. 委託調査等の申請方法

委託調査を受けようとする場合には、様式第1「委託調査等申請書」（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、協会保安技術部門に申請して下さい。

（1）製造関係委託調査等の場合

- ①調査を受けようとする事業所の概要（設立年月日、従業員数、敷地面積、事業所組織図、ガス種ごとの処理能力、施設配置図、系列会社又は協力会社との関係を示す系統図、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図等）
- ②基準書（調査を受けようとする調査項目及び調査基準を明らかにしたもの。別紙1を参照してください。）
- ③調査項目に対して申請事業所の対応状況を説明した書類

（2）耐震関係委託調査等の場合

- ①補強を実施しようとする設備及び補強方法の概要
- ②基準書（調査を受けようとする調査項目及び調査基準を明らかにしたもの。別紙1を参照してください。）
- ③調査項目に対して、技術的根拠を説明した書類

（3）基礎関係委託調査等の場合

- ①改修計画を策定しようとする設備及びその基礎の概要
- ②基礎にかかる改修計画の概要
- ③基準書（調査を受けようとする調査項目及び調査基準を明らかにしたもの。別紙1を参照してください。）
- ④調査項目に対して、技術的根拠を説明した書類

（4）地震動関係委託調査等の場合

- ①事業所の所在地に関する概要（周辺の活断層、過去の地震発生状況、地盤データ等）
- ②想定した地震動の概要
- ③基準書（調査を受けようとする調査項目及び調査基準を明らかにしたもの。別紙1を参照してください。）
- ④調査項目に対して、技術的根拠を説明した書類

（5）適合性評価関係委託調査等の場合

- ①適用される技術上の基準
- ②基準書（調査を受けようとする調査項目及び調査基準を明らかにしたものの。別紙1を参照してください。）
- ③調査項目に対して、技術的根拠を説明した書類

4. 申請書及び添付書類の作成方法等

申請書及び添付書類は、次の（1）～（6）に留意して、作成・提出してください。

- （1）申請書は、日本産業規格A4としてください。また、添付書類も原則として、日本産業規格A4としてください（大きさがA4を超える図表等については、A4サイズに折り込んでください。）。
- （2）申請書及び添付書類は、用紙を縦に使用し、文字は横書き、左とじとしてください。なお、添付書類については、両面印刷でも構いません。
- （3）やむを得ず略号等を使用する場合には、元の用語がわかるように略号（用語）一覧表を添付してください。
- （4）添付書類は、目次を付し、各項目にインデックスを付けてください。
- （5）添付書類は、適宜図表等を使用し、簡潔に分かりやすく記載してください。
- （6）申請書及び添付書類の提出部数は正副各1部とします。ただし、必要に応じて、申請書及び添付書類を追加で提出していただく場合があります。

5. 調査等

協会は、次に定めるところにより調査を行います。

- （1）調査は、原則として複数の協会職員で書類審査により実施します。必要に応じて事業所調査も実施します。
- （2）書類審査は、原則として協会事務所において行います。添付資料に基づき、各調査項目が判定基準を満足しているか否かについて調査を行います。ただし、必要に応じて補足説明を求める場合があります。
- （3）事業所調査は、原則として申請事業所の事業所において行います。申請書及び添付書類の記載について、対象となる設備、又は、関係する記録等の確認を中心に行います。

6. 調査結果の評価の決定等

協会は、次に定めるところにより委託調査等の結果の評価を決定します。

- （1）協会は、協会内に設置された委託調査等評価委員会（以下「委員会」という）に対して委託調査等の結果を諮問します。ただし、案件が所定の条件を満足する場合は、委員会への諮問を省略する場合があります。
- （2）委員会は、諮問された委託調査等の結果について審議し、評価を行います。
- （3）協会は、委員会の答申を踏まえ（委員会への諮問を省略した場合を除きます。）、委

託調査等の結果の評価を決定します。

7. 調査証の交付等

- (1) 協会は、委託調査等の結果が申請書類に示された基準書に適合していると認めるときは、様式第2「委託調査等調査証」を交付します。
- (2) 協会は、委託調査等の結果が申請書類に示された基準書に適合していないと認めるときは、様式第3「委託調査等調査不適合通知書」を交付します。
- (3) 協会は、申請事業所から申し出があった場合には、必要な範囲で調査結果等の内容について説明を行うものとします。

8. 手数料等

- (1) 委託調査等の手数料は、申請内容に応じて、審査等に必要なる費用を積算した額といたします。なお、特殊な調査等（例えば、FEM解析の実施等を言う。）の場合に発生する経費については、ご協議の上、加算させていただきます。委託調査等の受付後、請求書を発行させていただきますので、請求書に記載の期日までにお支払い下さい。なお、委託調査等の過程において、手数料の追加が発生した場合は、調査証等を交付する際、請求書を発行させていただきますので、請求書に記載の期日までにお支払いください。
- (2) 手数料のお支払いは次の協会指定の金融機関にお振り込み下さい。なお、直接事務所に現金、小切手又は郵便為替でも結構です。また、一度収納された手数料は正当な理由がある場合を除き返金できませんので御了承下さい。

銀行名 : 三菱東京UFJ銀行 本店
口座名 : 高圧ガス保安協会
口座番号 : (普通) 7640410

附 則

このマニュアルは、平成14年9月9日から施行します。

附 則

このマニュアルは、平成14年11月18日から施行します。

附 則

このマニュアルは、平成26年9月30日から施行します。

附 則

このマニュアルは、平成27年4月7日から施行します。

附 則

このマニュアルは、平成28年10月1日から施行します。

附 則

このマニュアルは、令和元年10月1日から施行します。

附 則

このマニュアルは、令和2年10月27日から施行します。

附 則

このマニュアルは、令和3年 8月31日から施行します。

附 則

このマニュアルは、令和4年 4月 1日から施行します。

附 則

このマニュアルは、令和5年 7月28日から施行します。

基準書について

基準書とは、委託調査等を受けようとする場合の調査項目及び調査基準を明確にしたものをいい、この基準書に基づいて調査をさせていただきます。

基準書の様式は特に定めておりませんので、下記の1.、2.及び3.を参考にご自由にお作り下さい。なお、基準書の内容は、調査項目の追加、削除等を含めまして、必要に応じて事前に協議させていただくことも出来ます。お気軽にご相談下さい。

記

1. 製造関係委託調査等に関するもの

調査項目	調査基準
1. 開放検査について	開放検査に係る方法及び基準が、適切かつ明確に定められており、文書化されていること。
2. 溶接修理等について	溶接修理等の係る方法及び基準が、適切かつ明確に定められており、文書化されていること。
3. 開放検査時期の決定について	開放検査を行う時期を決定する方法が、欠陥の発生原因及び防止対策についての検討結果に基づき、適切かつ明確に定められており、文書化されていること。
4. 委託先の管理について	開放検査の一部又は全部を委託する場合にあっては、その委託先の管理に関する事項が、適切かつ明確に定められており、文書化されていること。
5. 開放検査データの評価について	開放検査のデータを適切に評価できる担当者がいること。
6. 開放検査データの保管について	開放検査のデータ及び検査結果を時系列順に保管し、これらを適切に把握できる体制となっていること。
7. 傾向管理について	傾向管理に関して、次の①から③の要件が満足されていること。 ① 日常点検において実施する設備の劣化等の傾向管理の方法が、適切かつ明確に定められており、文書化されていること。 ② 傾向管理のためのデータを適切に評価できる担当者がいること。 ③ 傾向管理のためのデータを時系列順に保管し、これらを適切に把握できる体制となっていること。

2. 耐震設計設備関係委託調査等に関するもの

補強方法により調査項目及び調査基準が変わってきますので、高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準を照らし合わせ、評価が必要なものを列挙してください。

3. 基礎関係委託調査等に関するもの

改修計画により調査項目及び調査基準が変わってきますので、高圧ガス設備等耐震設計基準、公益財団法人地盤工学会、一般財団法人沿岸技術研究センターの指針やマニュアル等と照らし合わせ、評価が必要なものを列挙してください。

4. 地震動関係委託調査等に関するもの

令和元年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（高圧ガス設備耐震設計手法の標準化・高度化及び防災・減災対策）報告書を参考に必要な事項を列挙してください。

5. 適合性評価関係委託調査等に関するもの

対象の技術上の基準、評価の対象範囲等により、調査内容が変わってきますので、高圧ガス保安法及び関係政省令で要求される事項を漏れなく列挙してください。

様式第1

委託調査等申請書	×整理番号	
	×受理年月日	
名称（事業所の名称を含む。）		
事業所所在地		
担当者氏名及び連絡先		
申請の内容	別紙基準書に基づいた調査	
委託調査等の対象となる設備の名称・記号等		

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第2

委託調査等調査証

名称（事業所の名称を含む。）	
事業所所在地	
委託調査等の内容	別紙基準書に基づいた調査
委託調査等の対象となる設備の名称・記号等	
交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備考	

年 月 日付けの御社からの申請に基づき委託調査等を実施した結果、申請書類に示された基準書の調査項目について、調査基準に適合していると認められましたので、本調査証を発行いたします。

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3

委託調査等調査不適合通知書

名称（事業所の名称を含む。）	
事業所所在地	
委託調査等の内容	別紙基準書に基づいた調査
委託調査等の対象となる設備の名称・記号等	
通知年月日及び通知書番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
不適合の理由	

年 月 日付けの御社からの申請に基づき委託調査等を実施した結果、上記の理由により不適合になったことを通知します。

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。